

1 . 議定書の概要	1
2 . 議定書による国際登録出願	4
3 . 国際事務局との手続	7
4 . 指定国における審査	8
5 . 事後指定、更新	9
6 . 手数料	10
7 . 議定書に関する情報の入手	13
8 . 議定書の特徴的制度	15
9 . 問い合わせ先	16

なお、本書で利用する用語の意味は、次のとおりです。

- ・「議定書」とは、マドリッド協定議定書のことです。
- ・「締約国」とは、条約に加入している国のことです。
- ・「指定国」とは、議定書に基づき、ユーザーが商標の保護を求める締約国のことです。
- ・「国際事務局」とは、世界知的所有権機関(W I P O: World Intellectual Property Organization)の中にある国際事務局のことです。なお、W I P Oは、全世界にわたって知的所有権の保護を促進することを目的とする国連の専門機関の1つで、スイス・ジュネーブに本部があります。

1. 議定書の概要

Q 1 . 「議定書」とはどのようなものですか。

A : 議定書は、外国*で商標の保護を求めるユーザーが、簡易、迅速かつ低廉な手段で商標の権利を得ることを可能とする条約です。

この条約に日本は加入しましたので、これを利用することにより外国での商標権取得が容易になりました。

*条約の締約国

Q 2 . どのような国が加入しているのですか。

A : 加入国は、平成 13 年 7 月現在、イギリス、ドイツ、フランス、スペイン、イタリア、ロシア、中国等の主要国を含む 52 カ国であり、今後さらに増加していくことが予想されています（16 ページの加盟国一覧を参照してください。）

Q 3 . 制度の概要を教えてください。

A : 議定書は、商標について、国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録することにより、議定書に加盟している各締約国において、その商標保護を確保することができることを内容とする条約です。

日本国の特許庁に、商標を出願している者又は商標登録をしている者は、それを基礎として保護を求める国を指定し、日本国特許庁を通じて国際事務局に国際登録出願をします。国際事務局が維持管理する国際登録簿にその商標が登録された場合、国際登録日が付され、指定した国において一定の条件を満たすことにより商標の保護を確保することができます。

Q 4 . 国際登録出願をすると、かならず登録されますか。

A : 指定国の官庁が登録を認めない場合があります。国際登録出願をすると、料金や出願書類の記載上の問題がなければ国際事務局の国際登録簿に国際登録されます。国際事務局は、国際登録の後、速やかに指定国にその旨を通報しますが、締約国によっては、審査をして当該国で定める要件を満たした場合に限り登録を認める国があります。

日本やイギリス、スペイン、スウェーデンなどが審査をする国です。審査をする

国は、国際事務局から国際登録の通報を受けると審査を行います。審査の結果、登録を拒絶する場合には、通報の日から1年（又は18カ月。その国がどちらかを選択）以内に拒絶の理由がある旨の通報を、国際事務局に対ししなければなりません（出願人への通報は国際事務局が行います）。

このような仕組みですので、国際登録出願をすればかならず登録されるとは限りません。

Q 5 . 権利に期間はありますか。

A : 国際登録の存続期間は、国際登録日から10年です。また、10年ごとの更新手続きが可能です。

指定した国ごとに更新手続きを行うのではなく、国際事務局への1つの更新申請により、複数国を指定している国際登録を一括して更新することができます。

Q 6 . 国際登録出願の料金は必要ですか。

A : 国際登録出願をする場合の国際事務局への手数料は、指定国や区分の数などによって料金が変わりますが、必要な料金をスイスフランで、国際登録出願前に国際事務局に支払います。

この手数料の支払のほかに、日本国特許庁へ手数料の支払が必要です（国際登録出願は9,000円を特許印紙で支払います）（6.手数料参照）。

Q 7 . 従来の手続と異なる点は。

A : （次頁の「従来からの手続と議定書による手続の比較」を参照してください。）

Q 8 . この条約を利用するメリットは。

A : 大別して、以下のようなメリットが挙げられます。

直接手続

締約国への手続を、その国の代理人に依頼することなく、出願人が直接行うことができます。

手続の容易化

複数の締約国での商標権取得手続を、各国ごとではなく、一括して単一の手続（単一の言語（英語）を含む。）ですることができます。

維持管理の容易化

複数国に効果が及ぶ商標権が一本化されているので、容易に権利の維持管理をすることができます。

コスト低減

上記 ないし の結果として、商標権の取得及び維持管理に必要なコストを低減することができます。

2 . 議定書による国際登録出願

Q 9 . 出願できる者の条件はありますか。

A : 次のいずれかに該当しなければなりません。

日本国民

日本国内に住所又は居所のある外国人

日本国内に営業所のある法人

Q1 0 . 共同名義で出願をすることはできますか。

A : 出願をする者全員が、出願できる者の条件（前記Q 9 . 参照）を満たしていれば可能です。

Q1 1 . 国際登録出願の条件には、どのようなものがありますか。

A : 基礎となる日本国内の「商標登録出願」又は「商標登録」が必要です。日本国特許庁にすでに出願された商標を「基礎出願」、日本国特許庁においてすでに登録された商標登録を「基礎登録」といいます。国際登録出願をする商標は、その基礎となる商標と同一でなければなりません。また、指定する商品・役務については、基礎とするものと同一か又は、その範囲の中に含まれていることが必要です。

なお、国際登録出願をする者は、基礎とする商標の出願人又は名義人（共同名義の場合を含め）と同一でなければなりません。

Q1 2 . 基礎出願又は基礎登録は複数でもよいのですか。

A : 商標が同一であれば、複数の出願、又は登録を基礎として、国際登録出願をすることができます。

その場合の国際登録出願の指定商品・役務は、複数の基礎出願又は基礎登録を合わせた指定商品・役務と同一か、その範囲に含まれる商品・役務となります。また、その範囲内であれば、指定商品・役務を指定国ごとに変えることもできますので、事前調査の結果等の事情から特定の国において拒絶となることが予想される場合などは、指定商品・役務を国ごとに変えて指定するとよいでしょう。

Q1 3 . 出願に必要な願書様式の入手方法は。

A : 国際登録出願の願書様式の電子データ (Microsoft Word) は、無料で、特許庁ホームページからダウンロードできます。

<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm> (「制度・運用改正」の項目)

なお、国際登録出願の願書は、手書きでの作成は認められません。パソコン等を利用して作成してください。

また、特許庁審査業務部国際出願課国際商標出願室及び各経済産業省経済産業局特許室に様式の電子データが用意されていますので、FD (フロッピーディスク) を持参し、データのコピーを依頼することもできます。詳細について質問がある場合は、本書末尾の「問い合わせ先」にお願いいたします。

Q1 4 . 願書はどこに提出するのですか。

A : 国際登録出願の願書は、「〒100-8915 東京都千代田区霞が関3 - 4 - 3 特許庁審査業務部国際出願課国際商標出願室」へ直接提出するか、又は郵送で提出してください。

願書をスイス・ジュネーブのW I P O 国際事務局へ直接提出することはできません。

Q1 5 . 願書を日本国特許庁へ郵送した場合に、出願日はいつになりますか。

A : 願書が日本国特許庁へ到達した日が出願日となります。

郵送の場合は、他の書類を同封しないで国際登録出願書類のみとし、「国際登録出願書類在中」と封筒に明記してください。

Q 1 6 . 願書の作成は、困難ですか。

A : 願書は「英語」で作成する必要がありますので難しいように思えますが、様式が決まっていますし、出願人の名称や住所はローマ字表記ですので、さほど難しくはありません。英語での表記は一般的には指定する商品・サービスを記載する程度です。

なお、記載見本が必要な場合又は記載方法について質問がある場合は、本書末尾の「問い合わせ先」にお願いいたします。

Q 1 7 . 国際登録出願の提出を代理人に依頼することができますか。

A : 可能です。

ただし、議定書を利用しての手続は、出願人が直接行うことができる点も1つの特徴です。

なお、出願の代理を依頼する場合には、弁理士など専門の知識を有するものに依頼することをおすすめします。

Q 1 8 . 日本国特許庁に国際登録出願した後はどうなりますか。

A : 国際登録出願を行うと、本国官庁である特許庁は、
手数料（特許印紙による国内手数料）
基礎とした商標登録出願等と記載事項が同一か否か、等
を確認します。

日本国特許庁は、適正な出願であると判断した場合には、その旨の証明をし、押印をして国際登録出願を国際事務局へ送付します。出願人には、国際事務局へ送付した写しを送付します。

国際事務局は、国際登録出願に欠陥があると判断した場合には、その旨を本国官庁である日本国特許庁と出願人の両方に通知します。

Q 1 9 . 日本国特許庁から出願書類の内容に不備がある旨の通知を受けた場合にどうすればよいのですか。

A : 「差替書面提出書」*を作成し、それに誤りであると指摘された部分を訂正した願書の該当頁を添付し、特許庁に提出します。つまり、修正した頁のみを提出し、全体を入れ替えるのではなくて頁ごとの差替えを行います。

なお、修正方法は、誤記部分を取消線や訂正印を使用しての訂正ではなく、該当する部分を作成し直します。

記載見本が必要な場合又は記載方法について質問がある場合は、本書末尾の「問い合わせ先」にお願いいたします。

*「差替書面提出書」は、提出する書類がいかなるものかを示すものです。「差替書面提出書」には、書類名（「差替書面提出書」）、あて先（「特許庁長官殿」）、提出年月日、事件の表示（特許庁からの通知書に記載されている特許庁整理番号及びMM2提出時に書類記号を記している場合には、その記号）、手続をした者（氏名、印、住所）、代理人（氏名、印、住所）、差替えに係る書類の名称及び欄（書類名称（MM2）、修正した欄の番号）、差替え書面の枚数、を記入してください。

3 . 国際事務局との手続

Q2 0 . 国際事務局で、手続に欠陥があると指摘されるケースは。

A : 欠陥があると指摘される主なケースは、
商品・サービスの分類に関するもの、
たとえば、16 類とすべきところを 20 類と記したケース。
商品・サービスの内容に関するもの、
たとえば、英語表記が不適切であったり、新商品、地域独特のものであるため
国際的には不明確な商品表示など。
その他の手続に関するもの、
たとえば、料金不足です。

Q2 1 . 欠陥があった場合に、どうなりますか。

A : 国際事務局が商品・サービスに関し欠陥があると判断した場合には、その旨(Q20.
A 、 、)を日本国特許庁へ通報し、同時に出願人にも通報します。
日本国特許庁は、出願人に国際事務局が指摘する事項についての意見を求め、(出
願人から意見書等の提出があったときは、その意見書等を踏まえ)国際事務局へ提
出する文書を作成することとなります。
その欠陥の是正により、追加の手数料が必要となる場合には、その差額手数料を
国際事務局に支払います。

Q2 2 . 国際登録出願に欠陥がなかった場合は、どうなりますか。

A : 国際事務局は、国際登録番号を付与して国際登録簿に登録し、W I P O 発行の公
報 (W I P O Gazette of International Marks) に内容を掲載します。
国際事務局は、出願人が指定した国の官庁に国際登録の内容を通報するとともに、
日本国特許庁へ通報し、かつ、名義人に「登録証明書」を送付します。

4 . 指定国における審査

Q2 3 . 指定国における審査は、日本と異なるのでしょうか。

A : 審査の内容は、各国により異なります。

日本は、商標法に定める不登録事由等（絶対的拒絶理由）と他人の商標権との関係（相対的拒絶理由）の双方の審査をしています。

指定国によっては、絶対的拒絶理由のみを審査する国もあります。また、審査の基準・運用も日本と同じとは限りません。

Q2 4 . 拒絶の通報とは何ですか。

A : 指定した国が、商標登録を認めない理由があると判断した場合に発する通報をいいます。一般的には、日本の拒絶理由通知に相当するものです。

Q2 5 . 拒絶の通報は、どのように送られてくるのでしょうか。そして、その内容は。

A : 国際登録について拒絶の理由がある場合、指定した国の官庁は、国際事務局に拒絶の通報を送付します。国際事務局が出願人にその通報の写しを送付することになっています。

拒絶の通報は、必要記載事項については議定書に定められているものの、その内容については、各指定国の官庁が、その法令、判断基準に基づいて審査を行ったものであるため、一律ではありません。また、国際事務局は、拒絶の通報のフロントページを、出願人が出願書類MM2において指定した通信のための言語（英語又は仏語）に訳すことになっていますが、拒絶の通報の内容自体は各国の言語(英語又は仏語)のままとなります。

拒絶の通報に対し、どのような対応をとる必要があるかについては、受けた拒絶通報の内容によって異なり各国の判断基準も関係するため、対応内容の検討に際し現地の代理人又は日本の代理人から適切なアドバイスを受けた方がよいでしょう。

5 . 事後指定、更新

Q2 6 . 国際登録の後に指定国を、追加して指定することができますか。

A : たとえば、フランスとドイツを指定して国際登録した後に、イタリアを指定国として追加したい場合には、指定国（議定書締約国に限る）を追加することができます。これを「事後指定」といいます。

また、すでに国際登録されている指定商品・役務の範囲において当該指定国には指定されていない指定商品・役務を追加することもできます。

Q 2 7 . 「事後指定」の手続は、どの官庁に行うのですか。

A : 日本国特許庁でも受け付けますが、国際事務局へ直接提出することもできます。

Q 2 8 . 国際登録の商標権の存続期間は、何年ですか。

A : 国際登録日から一律に 10 年です。

「事後指定」をした場合でも、国際登録の日から 10 年です。

Q 2 9 . 権利を更新することはできますか。

A : 国際事務局に対し、所定の手数料を支払う手続きを行えば更新することができ、更新するごとに 10 年間権利が存続します。

Q3 0 . 名義人の変更は可能ですか。

A : 可能です。

譲渡、合併、相続によって名義人の氏名、名称が変わった場合には、「名義人の変更」（所有権の変更）手続をしてください。

6 . 手数料

Q3 1 . 国際登録出願の手数料はどのような仕組みになっていますか。

A : 国際登録出願の手数料は、日本国特許庁へ支払うものと国際事務局へ支払うものの2種類があり、それぞれ支払方法が違います。

Q3 2 . 日本国特許庁への手数料の支払はどうするのですか。

A : 手数料は、国際登録出願1件につき9,000円です。

特許印紙を(出願書類とは別の)用紙に張り付け、金額、出願人の氏名(名称)、基礎とした出願番号又は登録の番号、提出日を記載し、国際登録出願に添付して提出してください。

Q3 3 . 国際事務局への手数料は。

A : 国際事務局の手数料は、次のとおりです。その合計額が国際事務局へ支払う手数料です。

基本手数料 (Basic fee)

基本となる手数料です。

商標が白黒である場合と、色彩である場合とで料金に差があります。

白黒の場合には、 653 スイスフラン、

色彩である場合には、 903 スイスフラン

付加手数料 (Complementary fee)

指定国が受領する料金です。指定する国数に、次の料金を乗じてください。

— 指定国ごとに 73 スイスフラン

ただし、下記 の独自の料金 (個別手数料) を定めている国を除きます。

追加手数料 (Supplementary fee)

国際分類の数が3類を超えた場合の、一類ごとの料金です。

3類を超えた1類ごとに 73 スイスフラン

ただし、すべての指定国が の個別手数料を受領する旨を宣言している場合は、この料金を支払う必要はありません。

個別手数料 (個別手数料を受領する旨を宣言した国が受領する手数料) (Individual fee)

締約国は、(付加及び追加手数料に代えて)独自の手数料を徴収する旨を宣言している国があります。その宣言をしている国を指定する場合には、その国が決

めた手数料を支払う必要があります。個別手数料は、変更されることがありますので、WIPOのインターネットホームページのURL

「<http://www.wipo.org/madrid/en/index.html>」で確認をしてください。

Q3 4 . 具体的な例で手数料の計算方法を教えてください。

A : 仮に、日本から「イギリス」及び「フランス」を指定し、商標は白黒であって、国際分類の数は各国ともに4つの類で国際登録出願をします。

この場合、基本手数料の653スイスフラン、付加手数料については、個別手数料ではないフランスの73スイスフラン、追加手数料は、3分類を超えた1分類分の73スイスフラン、個別手数料を徴収する国にイギリスが該当するので、 $454+(126\times 3)=832$ スイスフランとなり、合計額1,631スイスフランが必要な支払額となります(平成13年3月22日現在の料金)。また、WIPOのホームページに、自動計算ソフトがあります(Q40.参照)。

Q3 5 . 支払の時期は。

A : 国際登録出願を行う前に国際事務局へ支払うことが条約で定められています。

日本国特許庁に対し国際登録出願のための手続をする前に、国際事務局へ手数料を支払ってください。

Q3 6 . 出願の後に支払をしたら、どうなりますか。

A : 国際出願の手数料は、必要とされる金額を国際事務局が受領した日に国際事務局へ支払われたものとみなされます。そのため、手数料を支払い、その直後に日本国特許庁へ国際登録出願の手続を行うことをおすすめします。日本の特許庁に国際登録出願手続をした後に支払手続を進めると、その間に指定した国の個別手数料が変動するなど、面倒なことが起きがちです。

Q3 7 . 支払の通貨は。

A : 国際事務局への支払は、スイス通貨(スイスフラン)で支払うことになっています。

Q 3 8 . 支払方法は。

A : 銀行から振り込む場合は次の口座あてに送金してください。

なお、日本から振り込むときに、日本側の銀行手数料を必要ですが、振り込む先の銀行手数料は不要です。

振込先の銀行名	CREDIT SUISSE, GENEVA
銀行の所在地	case postale 2153-1211 Geneva 2 Switzerland
受取人の名称	W I P O
受取人の住所	34, chemin des Colombettes, 1211 Geneva 20 Switzerland
口座番号	487080-81

郵便局から送金する場合には、次の口座あてに送金します。

全国の為替貯金を取り扱う郵便局で送金可能です。

加入者	W I P O Geneva Switzerland
口座番号	12-5000-8

Q 3 9 . 振込みをした場合に、W I P O が受領したことを確認できますか。

A : W I P O は、受領直後、出願人(代理人)あてに領収書を郵送しますので、早い時期に確認することができます。

ある出願人の場合、日本から送金した日の 3 日後付けで郵送されてきました。

7. 議定書に関する情報の入手

Q4 0 . 議定書、国際登録に関する各種情報の入手方法は。

A : 日本国特許庁のホームページ(<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>)、及びW I P O
ホームページ(<http://www.wipo.org/>)から、各種の情報を入手できます。

Q4 1 . 日本国特許庁のホームページからどんな情報が入手できますか。

A : 商標法など一般的な情報のほかに議定書に関連し次のような情報が入手できます。
マドリッド協定議定書の概要について(審査情報の項にあります)
標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則
(特許庁仮訳)について(制度・運用改正の項にあります)
マドリッドプロトコルによる商標の国際登録出願の願書様式(制度・運用改正の
項にあります)
マドリッド協定及び同協定議定書に基づく標章の国際登録に関するガイドにつ
いて(W I P Oが作成したものを仮訳したものです。制度・運用改正の項にあ
ります)

Q4 2 . W I P O のホームページからどんな情報が入手できますか。

A : W I P Oのホームページにアクセスし、「Activities & Services」「International
Marks」「site of the system for the International Registration of Marks」の順
に選択します(平成13年3月現在)。

なお、日本語の情報はありません。また、ここでの内容は、「マドリッド協定」と
いう条約と「議定書」の双方について説明されていることにご留意ください。

概要(Overview)

- ・ 一般情報 (General Information)
- ・ マドリッド協定及び議定書：目的、概要、利点(The Madrid Agreement and Protocol : Objectives, Main Features, Advantages)
- ・ 締約国の一覧表 (List of Members)
- ・ 統計資料 (Annual Statistics)

国際登録に関する実務上の情報 (Practical Information Concerning International Registrations)

- ・ 標章の登録に関するガイド(Guide to the International Registration of Marks)

- ・様式集 (Forms)
- ・国際事務局からの通知(Information notices of the International Bureau)
- 手数料(Fees)
 - ・手数料の額(Amount of the Fees)
 - ・手数料の自動計算ソフト(Fee Calculator)
- 条文(Legal Texts)
 - ・マドリッド協定 (Madrid Agreement)
 - ・マドリッド協定議定書(Madrid Protocol)
 - ・共通規則(Common Regulation under the Madrid Agreement and Protocol)
- マドリッド関連サービス(Madrid-related services)
 - ・マドリッドエクスプレス(Madrid Express Database)
 - ・ロマリン (ROMARIN)
 - ・情報普及サービス (Data dissemination service)

Q4 3 . 国際事務局の発行する公報は、買うことができますか。

- A : できます。日本の「商標公報」に該当するもので2週間ごとに発行されます。単独購入の場合は、一冊 28 スイスフラン (約 2,000 円) です。
 なお、日本国特許庁で閲覧することができます。

Q4 4 . 日本でも公報が発行されるのですか。

- A : 日本国特許庁が発行する公報類の中に「公開・国際商標公報」があります。
 これには、指定国として日本を指定した国際商標登録出願が「国際商標公開」として一般に公開されるために掲載されています。また、審査の後に登録となったものは、「国際商標登録」として掲載されます。

8 . 議定書の特徴的制度

Q4 5 . 利用するにあたって留意すべき点がありますか。

A : 議定書は、基本的に海外での商標権取得を容易にするための手続上の条約ですが、「セントラルアタック」と「代替」という特殊な内容が存在します。

Q4 6 . 「セントラルアタック(Central Attack) 」とは何ですか。

A : セントラルアタックとは、「国際登録の日から5年以内に、国際登録の基礎とした出願・登録が、取下、消滅、放棄、拒絶、抹消、取消、無効等となった場合には、その国際登録で指定している商品・役務の全部又は一部について、国際登録が取り消され、その結果、各指定国における商標権も同時にその効力を失う」というのがその内容です。ただし、国際登録が取り消された日から、3カ月以内に各指定国に通常ルートの再出願(Transformation)を行えば、その国際登録が有していた先願の地位(優先権を含む)を保持したまま、当該国の商標出願へ変更することができます。

Q4 7 . 「代替(Replacement)」とは何ですか。

A : 代替とは、ある指定国で、同一商標について、国際登録の保護の効果が発生する前に、当該国で同一人による同一商標の登録が先行していて、その国内登録の指定商品・役務が国際登録の指定商品・役務に含まれている場合には、国際登録が国内登録に置き換えられたものとみなされることをいいます。

ただし、議定書上、名義人の申請により、国内登録が国際登録によって代替されている旨を国内登録簿へ記録することとなっていますが、代替の国内登録簿への登録の効果については、形式的なものとして取り扱っている指定国もあれば、その登録に際し審査を行い、代替の有効性を確認している指定国もあり、様々です。各指定国における取扱い・実情をはっきりと把握・確認することが大切です。

9. 問い合わせ先

手続について

特許庁 国際商標出願室

TEL: 03-3581-1101 (代表) 内線 2671、2672 FAX: 03-3580-8033

国際出願の指定商品・役務の表示及び国際商標登録出願の審査について

特許庁 国際商標登録出願審査室

TEL: 03-3581-1101 (代表) 内線 4635、4636、4637 FAX: 03-3593-2398

その他、このQ & Aについて

(社) 発明協会 研究所

TEL: 03-3502-5436 FAX: 03-5510-3145

マドリッド協定議定書加盟国

(2001年7月現在WIPOホームページ情報より)

地域	国名(国コード)
アメリカ (2)	アンティグア・バーブーダ(AG)、キューバ(CU)
ヨーロッパ (35)	オーストリア(AT)、ブルガリア(BG)、ベネルクス(BX)【注1】、 スイス(CH)、チェッコ(CZ)、ドイツ(DE)、デンマーク(DK)、 エストニア(EE)、スペイン(ES)、フィンランド(FI)、 フランス(FR)、イギリス(GB)、グルジア(GE)、 ギリシャ(GR)、ハンガリー(HU)、アイスランド(IS)、 イタリア(IT)、リヒテンシュタイン(LI)、 リトアニア(LT)、ラトヴィア(LV)、モナコ(MC)、 モルドヴァ(MD)、ノールウェー(NO)、ポーランド(PL)、 ポルトガル(PT)、ルーマニア(RO)、ロシア(RU)、 スウェーデン(SE)、スロヴェニア(SI)、スロヴァキア(SK)、 トルクメニスタン(TM)、ユーゴスラヴィア(YU)、 ウクライナ(UA)
アジア及び オセアニア (9)	アルメニア(AM)、オーストラリア(AU)、ブータン(BT)、 中国(CN)、日本(JP)、北朝鮮(KP)【注2】、モンゴル(MN)、 トルコ(TR)、シンガポール(SG)
アフリカ (6)	ケニア(KE)、レソト(LS)、モロッコ(MA)、 モザンビーク(MZ)、シエラ・レオネ(SL)、 スワジランド(SZ)

【注1】ベネルクスには、締約国であるベルギー(BE)、ルクセンブルグ(LU)及びオランダ(NL)の3カ国が含まれます。

【注2】日本は北朝鮮を加盟国と認めていません。